

令和6年度 加東市立福田小学校いじめ防止基本方針

加東市立福田小学校

1. 学校の方針

本校は、『ふるさとを愛し 心豊かに たくましく とともに育つ 福田っ子の育成』を学校教育目標に掲げ、①子どもが、楽しく学べる学校②教職員がいきいきと教育活動ができる学校③保護者・地域から信頼される学校をめざし、全教職員が一体となった取組の充実を図っている。いじめを許さず、いじめのない風土づくりは、本校教育目標実現の根本をなすと考える。児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

2. 基本的な考え方

定 義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考え方のもと、加東市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「福田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に取り組むことが必要です。未然防止は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底的に取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要だと考える。

これらのことを踏まえ、次のような基本認識のもと取り組みを進めていく。

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【『いじめ防止マニュアル』（兵庫県教育委員会）より】

3. いじめ防止等の指導体制

(1) 組織的な対応

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を常設する。また、必要に応じて学級担任が「いじめ防止対策委員会」に加わる。いじめへの対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合に組織的に対処できるよう、平素から対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る。いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をとる。

別紙1 全体計画

別紙2 緊急時の組織的対応

(2) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラーで構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を定める。

[いじめ予防、早期発見]

- ①月一回定期的なアンケート（何でも書こうアンケート）調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ②児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③家庭訪問や家庭連絡等を通して、保護者との信頼関係を確立し、児童の情報交換ができるようにする。
- ④授業時間だけでなく、休み時間の児童の様子に目を配ったり、日記等を活用し、交友関係を把握したり、家庭訪問や個人懇談の機会を活用したりする。

別紙3 アンケート(何でも書こうカード)

(3) 年間指導計画

いじめを防止する観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行う。そのため、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を立てる。

別紙4 年間指導計画

4. いじめ防止のための具体的な取り組み

(1) いじめ防止対策委員会の役割

- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) いじめ防止のために

- ①いじめについての共通理解
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成
- ③自己肯定感の育成
- ④いじめについて学び、未然防止のための研修の設定

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。
- 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を伝える。その後、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って被害、加害双方の保護者に連絡をする。
- いじめが犯罪行為として、取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

②いじめられた児童又は保護者への支援

- いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。
- 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- 児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童が安心して学校生活を送れるよう必要な措置をとる。

③いじめた児童への指導、保護者への助言

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- 事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。また、加東市ネット見守り隊との連携を密にとる。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。例えば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

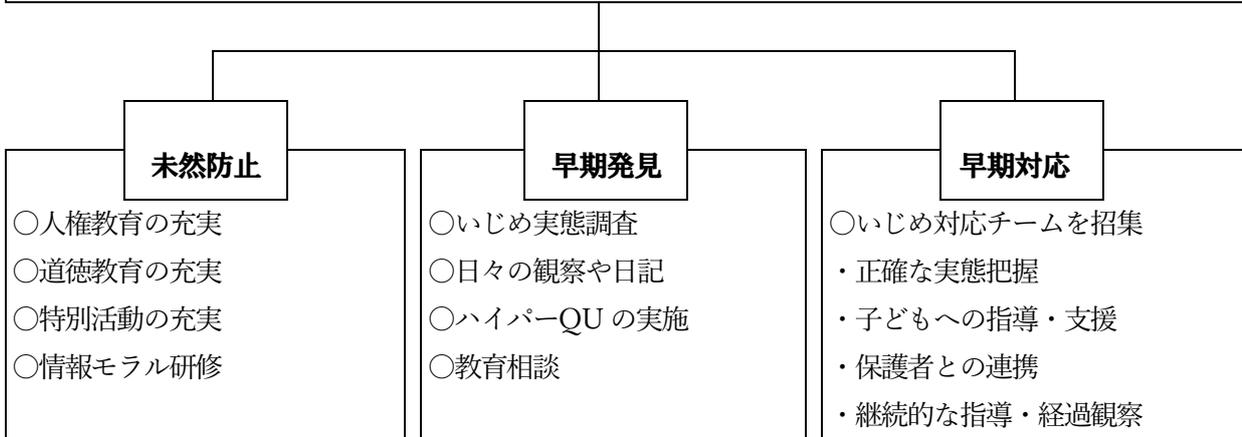
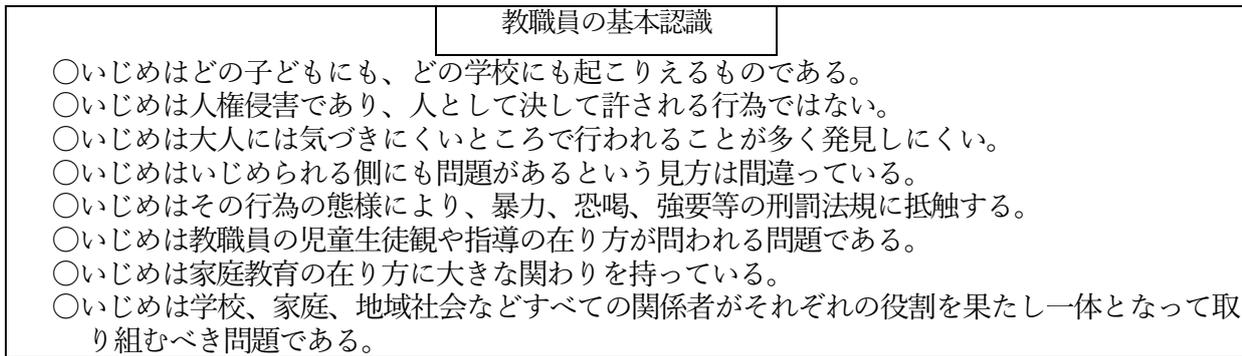
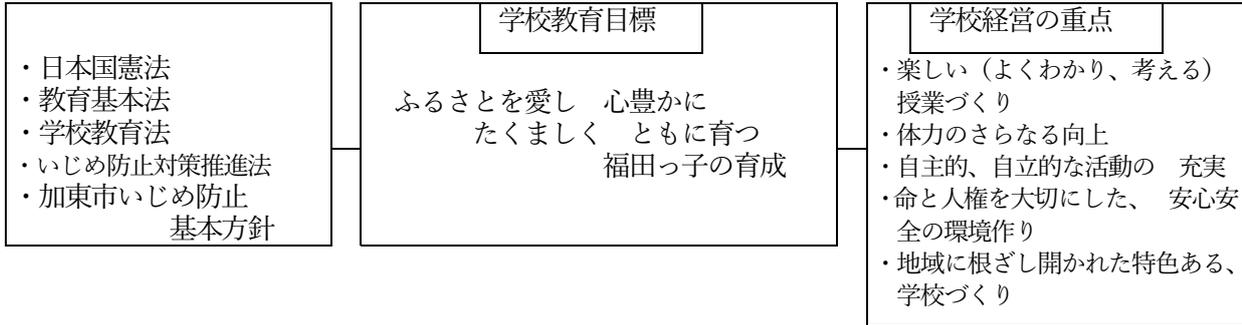
また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

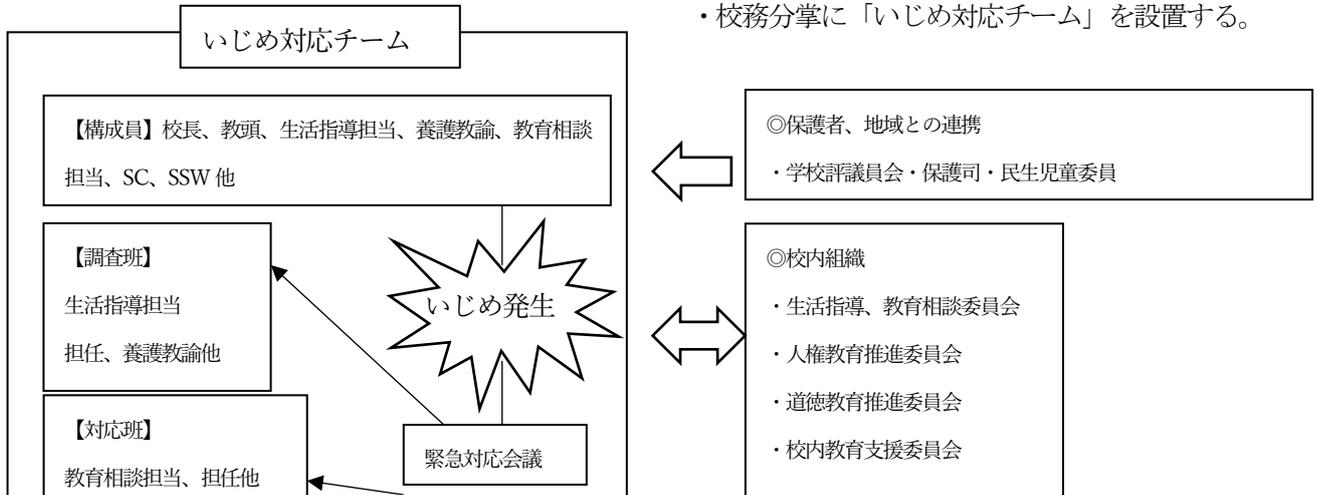
校長が重大事態と判断した場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじ防止対策委員会に専門知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

別紙 1

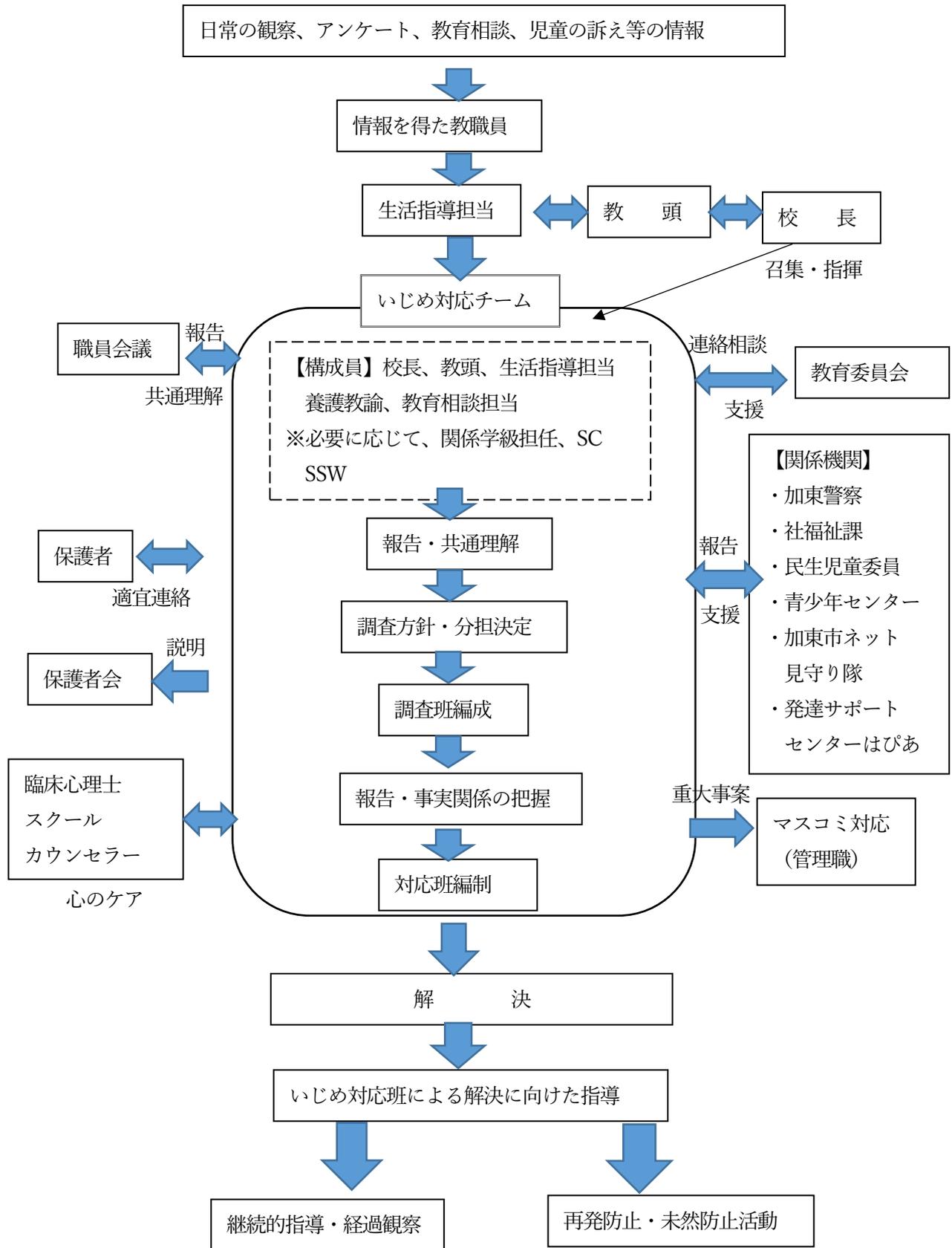
令和6年度 福田小学校いじめ防止基本方針全体計画



※ 「いじめ防止対策委員会」の設置について



緊急時の組織的対応



別紙 4

	職員会議等		未然防止・早期発見に向けた取り組み	
4月	いじめ防止対策委員会（指導方針・計画作成） いじめ防止対策委員会会議	職員会議		<ul style="list-style-type: none"> 学級づくり 家庭訪問 <p style="text-align: right;">道徳教育 特別活動</p>
5月		必		<ul style="list-style-type: none"> 実態調査（何でも書こうカード） 児童理解研修会
6月	1	要		<ul style="list-style-type: none"> 実態調査（何でも書こうカード） 情報モラル研修（児童） ハイパーQU
7月	回	に		<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談 加東市いじめ調査(実態調査と兼ねる)
8月	定	応		<ul style="list-style-type: none"> ハイパーQU事例研修会 カウンセリング研修 SSWによる児童理解研修
9月	期	じ		<ul style="list-style-type: none"> 実態調査（何でも書こうカード）
10月	的	て		<ul style="list-style-type: none"> 実態調査（何でも書こうカード）
11月	に	臨		<ul style="list-style-type: none"> 実態調査（何でも書こうカード） ハイパーQU
12月	開	時		<ul style="list-style-type: none"> 実態調査（何でも書こうカード） 加東市いじめ調査
1月	催	開		<ul style="list-style-type: none"> 実態調査（何でも書こうカード）
2月		催		<ul style="list-style-type: none"> 加東市いじめ調査（実態調査と兼ねる）
3月				<ul style="list-style-type: none"> 実態調査 小中連絡会 就学前施設へ訪問（幼・保連携） 児童理解引継ぎ